

## 豊川市中小企業振興基本条例（案）の基本的な考え方について の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

### 項目：条例の名称に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・小規模企業が日本企業の大部分を占める現状において、条例の名称は中小企業と小規模企業を並べた「中小企業・小規模企業振興基本条例」という方が地域活性化や住民目線に合った名称だと考えます。</li><li>・小規模企業は、地域の見守りや行事を通じて地域コミュニティの活性化に寄与してきました。そうした位置づけを明確にするため、条例の名称を「小規模企業・中小企業振興条例」としてはいかがでしょうか。</li></ul>	<p>ご意見のとおり、小規模企業は地域の活性化に重要な役割を果たしております。</p> <p>その上で、小規模企業は中小企業に含まれており、本条例においても小規模企業を含めた振興を対象としていることから、条例の名称を「中小企業振興基本条例」としています。</p> <p>また、条例の内容において小規模企業者への配慮を明確に位置づけ、支援の充実に努めてまいります。</p>

### 項目：条例の内容に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
2	<p>小規模企業に対する大企業や市の取組、配慮をもっと具体的に明記してはいかがでしょうか。</p>	<p>本条例は、理念条例として基本的な考え方や関係者の役割を定めるものであり、内容において大企業者等の役割、小規模企業者への配慮を明記することで、ご意見の趣旨を条例の中に反映しているところです。</p> <p>具体的な取組等につきましては、今後の施策の企画・運用の中で検討し、支援の充実に努めてまいります。</p>